

第 3 号

6 月 1 4 日 ( 金 )

## 平成25年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第31号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第32号 氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第33号 氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第34号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第35号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第36号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 陳情第 1号 ふたたび被爆者をつくらないために  
現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いについて（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第12 請願第 1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する「請願書」について
- 追加日程第1 発議第3号 氷川町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について
- 追加日程第2 発議第4号 氷川警察署の存続を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について
- 追加日程第4 発議第6号 年金2.5%引き下げの中止を求める意見書について

日程第13

議員派遣の件

日程第14

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 三浦賢治	2番 田中照男
3番 江寄悟	5番 松田達之
6番 上田俊孝	7番 上田健一
10番 吉川義雄	11番 有田芳人
12番 片山裕治	13番 坂本悦男
14番 永田義昭	15番 笠原良一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	教育長 廣瀬 龜
総務課長 河崎澄男	企画財政課長 平 逸郎
税務課長 野田俊明	町民環境課長 中島 正
健康福祉課長 山下 剛	農業振興課長 稲田和也
農地整備課長 河野正利	建設下水道課長 森田寿也
総務振興課長 西尾正剛	商工観光課長 前田昭雄
会計管理者 濤岡美智代	学校教育課長 今田辰彦
生涯学習課長 木本栄一	農業委員会事務局長 草野信一
代表監査委員 遠山正敬	

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第1、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第2、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） ちょっと確認のために一つだけお伺いをいたします。この条例の3条の2項で、これまで書き込まれていなかった延滞金の利息14.6%を新たに書き込んだということだというふうに思いますが、その点どうなのか。質疑のときに、この14.6%については適用の点について説明が今ひとつ私のみこめなかつ

たので、延滞金、いわゆる14.6%を取れるようにしたということですが、実際はそういうことはないですよという話でした。その点について、もう一度申し訳ないですが丁寧に説明をお願いします。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） ただいまの吉川議員の質問にお答えいたします。先般の審査の中ではですね、延滞金、本則は14.6%です。平成26年1月1日から特例基準割合プラス7.3%で9.3%。これは当分の間、52条に規定する延滞金の年7.3%の割合は同条の規定にかかわらず特例基準割合適用年中、現在も特例基準割合適用年中ということですね、そういう設定をしております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今回、新たに書き込み、本則は14.6%だけど特例基準適用ということで52条の7.3%だったですか、これを9.3%の範囲で取るということではないんですか。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） ただいま、その範囲で取るということとおっしゃられましたけれど、延滞金、本則は現在14.6%です。その1カ月以内は7.3%を適用しております。ですが、現行は先ほど申しあげました特例基準割合の関係でですね、公定歩合プラス4%、0.3%プラス4%で1カ月以内は4.3%を適用しております。26年1月1日からはですね、延滞金に関しては9.3%、ただいま4.3%と申しあげました分についてはですね、1カ月以内の分に関しては3%というふうになっております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第3 議案第31号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（笠原良一君） 日程第3、議案第31号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第4 議案第32号 氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について**

○議長（笠原良一君） 日程第4、議案第32号、氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回の町長等の給与の削減案については、このあとに出てきます一般職の給与の2.5%削減に合わせて出てきているものだと思います。

まず、職員の方の給与の削減というのは生活給ですので非常に議論をしなければならないものだと思います。ただ、町長等の給与については、これは生活給ではないのではないかと私は思っております。ですので、他の市町村の首長さんたちは、公約において30%減額、そういうものを提案されて町長選、または市長選、首長選に臨んでおられます。

そういう意味で、今回の職員給与の削減に伴って、他の、例えば氷川町の隣の八

代市は10%、市長さんは削減しましょうと。宇城市においては15%削減しましょうというような提案をなされているというふうに聞いております。

本町において、この町長等の給与の審議会のほうに町長が提案された減額率は2.5%。職員と同じ、生活給と同じ2.5%と3%を提案されたというふうに全協のほうで聞いたわけですが、本来、そこら辺の基本的な考え方が町長においても生活給なのかどうかということも含めて、なぜ10%、国においては20%の削減を幹部の方はやられております。そういう意味で、なぜ2.5%と3%を審議会のほうに提案されたのか。もっと10%程度、職員は苦しい中削減されるわけですから、生活給を削減されるわけですから、町長としても10%程度の削減を審議会のほうに提案、なぜされなかったのかをお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 江崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回のこの減額につきましては、その背景というのは議員もご承知のとおりだろうと思っておりますし、一般職の給与の削減につきましても、これまでのラスパイレス指数、数字を勘案しますと、誠に忍びないところもございます。その上で一般質問にもお答えしましたところ、その背景にあります東日本大震災復興に関わります財源を確保するというところで、国のほうが25年度の地方交付税につきましても既にもうカットをしているわけでありまして、それに見合う分を検討していかなければならないということでもございます。

その上で、じゃあどのくらいのカット率というものにつきましては県のほうで説明会がございまして、考え方を示されたところでもございまして、ラスパイレス指数100を超えた部分に相当する分をというようなお示しがあったところでございます。

私の分について、なぜ2.5とか3%だったのかということでもございますが、私の報酬、皆さん方の報酬も一緒でございますが、それぞれの職責に応じた、それぞれの働きに対応します報酬でございまして、それはもうそれぞれ認められた金額でございます。その上で、今回一般職の給与カットするという中で、当然私ども特別職としても同様の考え方で臨まなきゃならないということで提案をしたわけでございますが、それがなぜ隣の市みたいに10%とか15%じゃなかったのかということでもございますが、八代市さんにしましても一般職の給与のカット率は2.7から7.78であったと思っておりますが、多い人は8%、職員でもカットされるわけでもございます。それを勘案されて10%という提案をされたんだろうというふうに思っております。私の提案につきましても、審議会に出した時の考え方が同様の考え方もございますが、それ以上の考え方もありますというその考え方をお示しをするた

めに、その数字を提案したわけでございまして、その中で大いに審議会の中でご議論があったものと。逆に言いますと、それでは今のようなもっとすべきではないかというご議論には至らなかったということでございまして、ご提案をしましたその中で審議会から回答をいただきました相応のパーセント率で今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今の話からいくと、未曾有の大震災に職員の給与、生活給から2.5%減らすよという提案がなされています。全国においてもおおむね半数程度しかまだこういう提案がされているというふうには聞いておりません。今日の新聞にも載っております。やらないところたくさんあるんですよ。そういう中で、その大震災の復興のために職員に2.5%身を削るように指示されているわけです。それならば、大震災のために町長は3%身を削るんじゃなくて、当然職員に2.5%削らせるのであれば、私は10%程度の大震災への身を削る覚悟ははなから、最初からなければいけないんじゃないかと。町長の場合には、私は生活給と思わないんです、75万円ですか。もともと役場職員でおられたわけですから、おおむね倍以上の給料をもらっておられるわけですので。そのような給料の中で3%、大震災のために私は身を削りましょうというのはあまりにも少額過ぎるというふうに思いますが、再度どうでしょう。10%隣の市が出たというのが今回わかれたと思いますが、提案される時点ではたぶん知らなかったんじゃないかなと思います。今回、隣の市でそういうふうな10%、15%の削減があるということを知られたからには、そういうふうな方向に、この3%を10%に変えていこうというような意志は町長のほうには現在ないんでしょうか。お伺いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、隣の市のカット率を引き合いに出されてお話をされておりますが、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの職員のカット率というのも各自自治体で違うわけでございます。それぞれの自治体、相応の身を削っていると思えますし、それに相応するですね、いわゆる首長としても身を切っていかなければならないという部分での判断をし、審議会のご意見を賜った上で今回提案しているわけでございまして、私一存でのですねご提案ではないということはぜひご理解をいただきたい。その審議会の中でこういうふうに議論をされて、これが適当だよという答申をいただきまして、それを踏まえて今回の提案に至っているということにつきましてはですね、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） はい、ほかに。

吉川議員。



○10番（吉川義雄君） 今、町長の答弁にありましたが、氷川町特別職報酬等の審議会条例というのがありまして、町長の諮問に応じて議会議員の議員報酬並びに町長、副町長の給料の額について審査をするために委員会を置くというふうになっています。第3条で、審議会は10人の委員で構成をするというふうになっています。その委員は、氷川町区域内の公共的団体等の代表とほか住民のうちから必要の都度、町長が任命するとなっておりますが、この審議会のメンバーとここに書いてあるように住民のうちから必要の都度、その他住民のうちからと書いてありますが、内訳もちょっと教えてください。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 氷川町特別職報酬等審議会委員でございます。10名の方です。役職の代表として委員になってもらっております。JAの理事1名、商工会長1名、それから老人会長、婦人会長、福祉施設から1名、保育園長から1名、教育委員から1名、区長会長、そして役場OB、それから男女共同参画推進懇話会さんから1名、以上10名の方でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今言われたJA、商工会、老人会、婦人会、保育園とかずつとありますが、区長もありますが、その他住民のうちからとありますが、役職以外、就いてない人で委員になられたのはどなたですか。役場OBの方だけですか。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 役職以外で就いていらっしゃらない方は、役場OBの方、それから福祉施設、2名です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） JA、商工会、老人会、それから婦人会、そのあとちょっとメモし損なったんですが、あと園長、教育委員会、区長、福祉関係2名っていった、これでもう10名になるんじゃないですか。役場OB入れなくても10名になりませんか。私は、やっぱりこの人選がどうなのかというのは以前からちょっと思っていたわけですが、この中で出された主な意見、あるいは先ほどの話でいきますと、2.5と3%をどうするかということで出されたわけですが、そのほかにどのような資料を提供して意見を求められたんでしょうか。出された意見はどんなのがあるんでしょうか。もっと引き下げたほうがいいんじゃないかとか、いやいや下げる必要はないだとか、国のやり方がおかしいんじゃないかとかいろんな意見があったかと思うんですが、その点、特徴的なことがあればお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 審議会の中での意見について、私がこの場で申し上げてい

いのかどうかというのはちょっと引っかかるところなんですけども、いわゆる資料としてどういったものを提供したのかということはお話できるかと思います。

資料につきましては、いわゆる減額率2.5%、これには現行の給料及び報酬月額、それから改定給料及び報酬月額、これを計算したところでの差額と改定率を出してるところです。町長、副町長、教育長、この3名について出しております。同様に、減額率3.0%を比較したような資料を渡しております。資料としてはその一部ですけども、私のほうが総務課がこの担当課となっておりますので、審議会諮問に至った理由等については説明をしております。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

田中議員。

○2番（田中照男君） 次の議案と関連しますので、ちょっとお尋ねいたします。

私は、一般質問で質問しましたときに、町長がこれを引き下げなければ住民サービスが低下するというふうに答えられたかと思えます。そこで、住民サービス、どういふサービスが低下するのかをお願いいたします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 昨日、一般質問の中でもですねお答えをしたかと思っておりますけれども、国はいわゆる頭を決めまして、国の削減分に相応する交付税をカットをしますということで、既にカットをされております。課長が答えましたとおり、氷川町ではおおむね4,000万円程度の交付税の削減に、カットになるだろうという試算を述べたところでした。その使い道というのはそれぞれに町の予算、ご承知のとおり交付税、そういった依存財源がほとんどの割合を占めて、かなりの依存部分を占めているわけですが、そういった中で予算編成をし、各分野、各方面、それぞれの事業、サービスに使っているわけですが、どの部分のということはなかなか特定はできないのではないかというふうに思っております。その上で、今回2.5%の職員のカットをするということにつきましては、金額もお示しをしましたとおり、そのうちにその部分のカット分が含まれているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） 今言われたんですけども、職員カット、あとで聞かなければなりませんけど、関連してしますのでここで聞かせていただきますが、職員の給与カット分が772万円と言われましたが、そのカットされる772万円と地方交付税4,000万円が減るといふのは私は別と思えますが、それは別として考えることはできないんですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 前回もお話を何回をしておりますとおり、国は地方公務員のいわゆる給与に係る部分をカットをしますということで今回交付税をカットしているわけでございます。ただし、その金額というものの中にはそれをそのままストレートに受け止めていきますと国並みに7.8%とかですねカットをしたら職員は、先ほどから話がありますとおり生活給でございますので、そういったことはよろしからんということでラスパイレス指数を超えた部分だけをカットさせていただくということで、今回後ほど出てまいりますけども、一般職もカットの提案をさせていただいているものでございまして、別という考え方は基本的にないというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） ここでは町長に対してのカットを論じなければなりませんので、あんまり言うことはできませんけど、一般職の平均給与からすると町長の給料は約倍の給料をもらっておられるわけです。簡単に計算すれば、倍の、最低の5%という計算が出てくると私は思うんですけど、そこを職員並みの、よりちょっと高いパーセンテージで給料を引かれるという感覚が私はわかりません。それで、自分が、町長が取られている給料を職員の給料と私は一緒に考えていらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますが、そういうところはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほども申しあげましたとおり、職員は給与でございます。私どもは報酬でございます。それぞれの職責に応じた報酬が決められて、適正な金額ということで今まで支給をされておるわけでありまして、それをイコールで考えるということ、そのものが私はあんまり適切な考え方ではないというふうに思っております。それぞれの職責が違うわけでございますので、それに見合った分、ただし今回のそういった中で職員に身を切っていただくという分につきましては、同様の考えを持つべきだろうということで審議会にご提案をし、ご意見を聞き、今回提案をしたところでございます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔議長、ちょっと休憩お願いしてよろしいですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） それでは休憩します。

-----○-----  
休憩 午前10時24分  
再開 午前10時28分  
-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 私は、今回提案された氷川町長等の給与の臨時特例に関する条例については、反対の討論をさせていただきます。

反対理由といたしましては、今言いましたように私は町長給与というのは生活給ではないという認識を持っております。そういう中で、職員の皆さんが今回2.5%の削減をされる、これを来年の3月まで削っていくということは、皆さん住宅のローンもあるでしょう、教育費も払わなければならないでしょう。そういうふうな立場におかれてる職員の皆さんばかりです。もう町長は既にたぶん子どもさんもあがられてしまっただご夫婦の生活の中で、未曾有の大震災に職員に自ら身を切って2.5%の給与カットを提案されるわけですから、これについては町長自らはやはり1割程度、10%程度は身を切る。それに併せて、本来審議会のほうでは議員のほうの給与も審議会にかけられますけれども、町長はその分についてはかけておられません。私は議員も10%、これも生活給ではありません。10%報酬を削るぐらいの思いで職員の皆さんにお願いすべきじゃないかということで、今回の条例については反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 賛成の方がおられないみたいですので、私は反対の立場で討論いたします。

私は、質疑でもう少し聞きたかったんですが、議長が制止をされたので、討論の中でいくつか述べたいというふうに思います。

私は、今回、国のこのようなやり方というのは賛成できません。本当に復興対策の財源になるのでしょうか。私は復興に名を借りた、大型公共事業が復活をしています。また、復興とは何の関係もない自治体のPRに一役買っているゆるキャラにも復興予算が使われていたと報道されています。本当におかしい話であります。

今回の給与削減案は、国家公務員の給料削減に伴い、地方自治体の一般職員の給与を削減するということでもあります。一般職を下げるから特別職も下げようかと、こういうことだと思います。一般職員の給与や民間の給与と比較してみると、私は特別職の報酬というのはやはり高いと思います。氷川町の場合、町長の月額給与は

74万5,000円、教育長は53万3,000円。氷川町の職員の平均給与はいくらだと思いませんか。自治労が発表した資料、国のベースと計算をした分ですが、約32万円です。特別職が3.0%、一般職は2.5%削減が提案されるわけですが、私はこの削減というのはどう見ても一般職に重くのしかかっています。職員の給与は、私は先ほどから話があったように生活給であります。特別職も生活給と言われるかもしれませんが、給与の高い人が生活費に多く消費するということはないと思います。また、審議会の内容は公表しないというふうに言われていますので、先ほどあったように公表されませんでした。しかし、今回諮問された3%でいいんじゃないかというふうに決まったということでもあります。私は、このメンバーを見ても、果たしてきちっと町長にもものが言えるんでしょうか。老人会の会長、婦人会の会長、JA、教育委員会、区長と、私はもっと一般の人を入れて大いに議論すべきだというふうに思います。

また、議員については議員の皆さんで考えてくださいということで、議員で話し合いをしました。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の中に、この中には、議員の場合、削減する場合、これは町長が提案する場合ということですが、審議会に諮問しなさいということがなっているとあります。町長は、私は自ら決めたというふうにならないと思います。議員には自ら決めなさい、私の給料は皆さん考えてください、それでは私は良くないと。

近隣市町村と比べても、今話があったように今回の削減は私は納得できません。率先垂範、やはりきついで私は、特別職はやはりこの際もっと我慢すべきではないかというふうに思います。私は削減案が追加提案されることを望んで反対をいたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 賛成討論をさせていただきます。

今、町長の特別職3%、少ないということですが、職員よりは多い、そして副町長も置かず精一杯頑張っておられる町長でございますので、私はこの下げ幅でいいと思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第33号 氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定  
について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第33号、氷川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 議長、3回ですよ。

○議長（笠原良一君） はい、3回です。

○10番（吉川義雄君） じゃあ、いくつか聞きますので、メモをお願いします。

この給与削減は国の要請ですが、国はなぜ給与削減を言ってくるのでしょうか、1点。

今回、国の要請は問題と思いませんか。地方交付税法第3条第2項は、国は交付税の交付にあたっては地方自治体の本旨を尊重し、条件を付け、またはその用途を制限してはならないとなっています。だから、全国町村長会も含め地方6団体が反発しているのではないのでしょうか。給与を削減しなくても制限は受けないということでもあります。減額しなくてもいいのではないかと思いますかどうでしょうか。

また、昨日一般質問でラスパイレス指数の話がありましたが、氷川町の場合、毎年国よりも低い数値でした。今回、国が先に下げたので高く見えますが、これまでなぜ国と地方、同じにしてこなかったのでしょうか。本町の場合は95%で推移していますが、なぜ高くしなかったんですか。今回だけオーバーした分を2.5%カットするということですが、私はこれは納得いかないと思います。これまでの差額はどうされるのでしょうか。

次に、2.5%削減ですが、この削減捻出される金額はいくらかということで審査のとき聞きました。772万円です、一般職員の場合。町長は住民サービスが低下しないようにすると言われましたが、私は町が行ういろんな事業等で工事入札も含めてですが努力すればこれくらいの金額は生まれてくると思います。住民サービス低下を、私は気にする必要はないと。この削減で削減しなかった場合に下がるということは、そういうことはないというふうに思いますが、下がるとみられますか。

昨日、熊日新聞に「職員給与の削減に応じず」という記事がありました。その理

由は、国の一方的な要請には応じられないとして、給料は削減しないで給与の一部を被災者に寄付することを決めたとありますが、そういったことは考えられなかったんですか。

次に、給与の削減について、公務員が先か民間が先かという議論がありました。氷川町職員の平均給与は、この数年どうなっていますか。わかりますか。せめて5年ぐらいさかのぼって教えていただきたいというふうに思います。

以上6点、お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 1番と2点目まで、私のほうで答えさせていただきたいと思っております。

今回のこの削減、国が要請したその趣旨は何かということではありますが、これはもう新聞報道等でもお示しをしてあるとおりでございまして、一昨年、東日本大震災、未曾有の災害が発生をいたしました。国民をあげて皆さんに大変なご協力をいただき、いまだにまだ復興が、めどが立ってない地域もございまして。

そういった中で、そちらに向ける財源を国としては確保したいという思いから、それぞれ国家公務員の給与の削減を先んじて行われておるわけでございます。そういった中で、地方公務員の皆さん方にも同様のということで、これは強制ではございません。あくまで要請でございますので、その要請に応じてそれぞれの各都道府県、あるいは各自治体、市町村、それぞれに判断を迫られてきているところであります。

先ほど実施をしない町村もあるではないかというお話がございました。確かに東京都、あるいは仙台市など大きな大都市につきましては、今のところ164自治体でございますか、しないというんじゃなくて見送ると、7月からの削減を見送るという方針を立てられて、今後また当然また検討されるんだろうと思っておりますが、そういった流れの中でそれぞれの自治体の考え方もあるかと思っておりますが、やはり国民全体の議論として、このことにつきましては取り組んでいかなければならないという判断をいたしまして、今回、県が示しましたラスパイレス指数100を超える部分にのみ対応させていただきたいということでございます。国は7.8%一律にという考えを持っておりますが、そういった考えはあんまりよろしくない。先ほどから出ておりますとおり、これまでのじゃあラスはどうだったのかという議論になってまいりますと、永遠とその議論はさかのぼって続いていく話でございまして、そのことにつきましてはなかなか言及できないということでございます。

法の趣旨により必要がないのではないかとということでございますが、確かに強制ではございません。それぞれ要請に応じて、先ほど申し上げましたとおり各市町村、

各都道府県、自治体の判断により決定すべき事項でございますので、今回皆さん方にご提案をしたところであります

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今、町長が言われるように、国は未曾有の大災害だった東日本のあの大地震の復興のためにお金を要るから国家公務員我慢してくれということなんです。私は、それはわからないわけでもありません。現に私も、町長もそうだと思います。これまでいろんな形で支援金、義援金送られたと思います。私は、そういう中でやはり今度のやり方というのは一つはおかしいというふうに思うわけです。

それで、一つだけちょっと紹介したいのは、千葉の市長さんが何て言ったかという、私は結論から申したら反対、しかし私は職員の給与を削減することに反対ではないと。問題は復興財源捻出のために一時的に削減している公務員の給料に、なぜ地方公務員を合わせんといかんのだということを行っています。このカットの理由が、7.8%減らしたから、その差額2.5%を減らさなさいということなんです。この特例的なカットがなければ地方公務員の給料は低いんだ、うちは94%、ラスで計算しますと。そして、この人は何と言ってるかということ、こういった大きな大災害があった場合の費用というのは、長年かけて払うべきだと。だから当然国債を発行してやるべきなんだと。千葉は、財政健全化のために国の借金も早く返そうという立場でやってきているということですね、るる述べて、やはりやり方がおかしいということですね、意見を述べておられます。私はこの人が言うとおりだというふうに思うわけです。

国は、地方自治体にいろんなことを言って職員に給与削減を求めているわけですが、2013年度、政党に分配される政党助成金というのはいくらだと思いますか。例えば自民党は145億5,053万、民主党は議席が減りましたので85億、あの日本維新の会は27億、公明党25億、みんなの党17億、生活の党8億、社民党5億、みどりの風1億、新党改革1億、共産党はゼロです、もらっていません。私はこういったのを先にやめなさいというのが筋ではないかというふうに思うわけです。

先ほど一番最後に聞きました、給与の削減について、公務員を減らせば民間も減るんだと。いや、民間が減るから公務員も減らすんだ、こういう話がありました。局長、数字持ってきておられないと思いますので、総務課長。それで、私が氷川町の職員の給与、2007年度、32万7,432円、平均給与月額国ベースとは給料月額と諸手当の合計であるが、時間外勤務手当は含まないと。これで計算をしましたという、その資料です。今言ったように、2007年、32万7,432円、2012年、32万1,962円、平均給与そのものは増えてないんです。そういう中で、今回職員我慢してくれということですが、改める気持ちは町長、ないんですか。



○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 確かに議員おっしゃいますとおり、これまでの氷川町のラスパイレス指数の数字を見てまいりますと、決して国並みにもらっていたわけではございません。ただ、それもそれぞれ各自治体の財源に応じた、それぞれの台所に応じた金額だろうというふうに思っております。先ほども田中議員の質問にお答えいたしました、やはり私どもの氷川町のこの町政運営につきましても、国、県、いわゆる依存財源に頼るところが多数ございます。交付税で四十数%、国、県からの補助金等々を含めると60%以上、7割近くの部分をやはり依存した財源に頼っているわけございまして、そういった中で国全体が取り組むこの考え方に対して、私どもだけが「いや、うちは違うんだ」という考えをすることはいかなものかということございまして、今回提案をいたしております、私どもで考えました最小の、いわゆる対応できる金額で、パーセントで提案をしているわけございまして、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今回、職員給与の削減が出ました。私は、議員になってたびたび職員給与に関してですね、ラスパイレス指数を何とか給与形態の見直しで上げていってほしいという話を、職員給与を下げる時、またベースアップの時期等にたびたび町長と、この職員給与についての議論をさせていただいたところです。ラスパイレス指数、現在94.7、それまでは95%ぐらいでずっと来ております。ですから、氷川町の職員は常に氷川町になつてからずっとだと思えます。宮原町時代も、旧竜北町時代もそうだと思いますが、5%低い給与で推移している、国に比べればですね。ただ、八代市等は国と同様、また国よりもやや上あたりで推移をしていました。しかし、この合併によって東陽村の役場の職員さん、鏡の職員さん、泉の職員さん等は八代市並みの給与に今随時近づけて行ってる状況にあります。ですので、小さな合併をしたそのメリット、それは職員給与を払わなくていいというメリットが見えてしまいます。私は、職員にとってはそれがデメリットになっているんじゃないかと。八代市と同じような仕事をうちの氷川町の職員さんたちはやってもらっている。より八代市の方よりもそれぞれ担当を多く持ってやってもらっている中でラスパイレス指数は5%下がってる、給与はもらえない、そういう中で頑張ってもらっています。今回、町長提案は国の削減部分について2.5%、町は国が削減した分でオーバーしたので2.5%下げてラスの100までいきますという提案がなされています。じゃあ、来年の3月、国が元に戻したときに町は、町の職員さんの給与はどういうふうになるんでしょう。2.5%を戻すだけなのか、それとも給与体系

の見直しでもう少しラスを上げてやるような、そういう手立てを来年の4月、国が戻したときに町長はこのラスというものをベースに考えておられるんだったら、現在94.7を96程度に上げるような給与体系の見直しを考えると。そういう前提の下での引き下げであれば、私は非常に前向きな町長の考えじゃないかと思うんです。ラスをベースに考えるのであればですね。そこのところ、今回下げてもやはりその国が元に戻したときに、氷川町の職員が94.7%のラスになってしまうのであれば、この2.5%削減、9カ月ありますか、9カ月2.5%もらっても何ら問題ない、私は給与だと思うんですが、そこのところ、来年の4月に職員の給与形態の見直しでラスが95以上、96、そういうの見込めるようなラスの給与体系をしていただけるのかどうか。そこのところをお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今回提案をいたしておりますのは特例措置でございますので、先ほど言いましたとおり7月から来年の3月までという部分の特例の部分の話でございます。それと、今議員がおっしゃいました、それ以後の職員の給与体系はどうするんだと。これはやっぱり議員おっしゃいましたとおり、これまでも何度もご議論をしてきたところでございまして、当然そういったところにもやっぱりしっかりと目を向けていかなければならないというふうに私も思っております。

給与のあり方につきましては、もう議員ご承知のとおりでございます。私どもの公務員の部分は職階級で決まっておりますし、プラス今私どもが今取り組んでおりますのは、いわゆる人事評価制度、人事考課制度という中で、それぞれの頑張りに応じてプラスをしていこうという受け皿はもうすでにできております。そういったものを運用することによりまして、たぶんラスパイレスの数字というのは上がっていくのかなと思っております。そのことにつきましては、今担当課でもですね、その実施に向けて一生懸命考えているところでありますし、どういった形のほうが一番いいのかという部分につきましてもですね、具体的に給与、その他に反映させるような考え方も今絞り込みを進めているところでございまして、そういったものを運用することによりまして、プラスの数字につきましては伸ばせる可能性はあるのかなと。ただ、一律にじゃあ100を目指して全部を上げていこうという議論になりましたときには、これまでと同様のまだ議論が繰り返し行われていくのかなというふうに思っておりますので、できるところをやはり今後もできる範囲内で進めていき、おっしゃいましたとおり氷川町職員みんな頑張っております。他の自治体に負けられないように一生懸命頑張っているわけでございますし、そのことは皆さん方がそのように評価をいただいておりますことにつきましては、大変ありがたく思っております。私もそういった評価を持っておりまして、少しでもという考えは常に持

っておりますが、じゃあ来年の4月から一律に給与体系をよその市町村並みに、いわゆる高いところに合わせてそれに準じてやっていくということになりますと、少しまたご議論が必要になるのかなというふうに思っておりますが、先ほど言いましたとおり、いろんな運用をすることによりまして、職員の皆さん方のこの給与というものを確保していくということではできるかなというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今、町長のほうから人事考課制度の話が出ましたけれども、これは町長が総務課におられた時代に取り組まれて、藤本町長自らがその人事考課制度の必要性を体験されておられて、この町長になってすぐにでも人事考課制度が採用されるのかなと思ったけども、もう4年目に入ってもまだ人事考課制度の採用を始めたという、そういう報告はあっておりません。結果的に4年まだ足踏み状態である。基本的には、その人事考課制度をここで出されましてけども、そういう人事考課制度をもう早めに取り入れて、そのラスパイレス指数への効果がこれだけ上がってきてますよ、今後もこれを続けていきますよという成果があったのであれば、私は今の町長の答弁で次の質問に立たなかったんですけども、そういうのが何もないんです。だから、ラスパイレス100になるように次からすぐにやってください、そういうふうな話してるわけじゃないんです。これを給与形態の見直しによって、今の94.7%を1年で例えば0.5%ずつ上げて、少なくとも97か8ぐらいまでは行きましょうねという、そういう目標値を持った給与体系、そういうものを考える気持ちはないんでしょうか。もし、この4月に国のほうがこの臨時処置をやめたら、またラスが94.7に落ちるわけですから、そこのところをこの来年4月からはこういうことをやって職員給与を少しずつ上げる方策を見出していきますという手立てを組む、そういうのをやってもらいたいんですが、どうでしょうかということでお伺いしたところですが、どうでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほどちょっと人事考課の話をしましたけど、それはまた別次元の話であろうとは思っておりますが、そういったものも駆使しながら、先ほど言いましたように給与体系そのものにつきましても、もう人事院勧告という制度そのものがなくなったんですかね、まだあるんですか。そのあたりにつきまして、これまで人勧どおりという形で全てやってきておりましたが、やはり町でできる範囲での考え方をきちんと持ちながらやっぱり進めていくべきだろうと。今、議員おっしゃいました、そういったことにつきましても、しっかりとこれからまた議論していきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

片山議員。

○12番（片山裕治君） 私は、反対の立場で討論いたします。

給料削減をされない自治体も出てきているようです。国は自治体の裁量に任せられている状態あります。そういう中で、罰則もありませんので、町で歳出の見直しをするべきだと思います。また、議会、町長が報酬の削減をし、町として町長としての姿勢を見せるべきだと思います。よって、私は反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

上田議員。

○6番（上田俊孝君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

九州のある民間の大手企業、九州電力、ここは夏のボーナスはゼロですね職員さんの。それと、給料は当面3割カットという状況をお聞きしております。私、削減やむなしという立場で賛成討論させていただきます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は、反対の立場から討論いたします。

特別職と違って、一般職員の給与というのは私は高くないというふうに思っています。氷川町の一般職の平均給与は、これも先ほど言いましたが、2007年、32万7,432円が2012年には5,470円低くなっているわけでありまして。

地方自治法第1条2項や地方自治法第3条2項にもあるように、国の権限を交付税で左右させるというのはおかしいと思います。地方6団体の要請に対して、報道によるとたった1回説明会があっただけ。一方的に交付税の削減を行っています。国のこうしたやり方は、地方自治制度そのものを形骸化してしまいます。だから、自治体の長が削減に反対をする声が上がっているわけでありまして。

北九州の市長は、政府による地方公務員の給与削減要請に対して、市は国をはるかに上回る行政改革で総人件費抑制の成果を上げてきたと。地方自治体の自主性、趣旨からして地方交付税を使って強く誘導するのは禍根を残す、このように言っておられます。

今回の削減の理由の一つに復興財源捻出というふうになっています。先ほども言いましたが、一時的に削減している国家公務員の給与になぜ地方公務員が合わせなくてはいけないのでしょうか。氷川町のラスパイレスは95%前後で推移してきました。国よりも低い水準で働いてきたわけでありまして。今回、初めて国よりも高く

なったということで、その分を減らせというのも私はどう考えても納得できません。

大規模な災害からの復興は国の一番大事な仕事であります。今回の考え方で地方公務員の給与をカットすれば、今後大きな災害等があった場合、復興のためという名で地方財政に痛みを押し付けることになってきます。こんな無茶な話はありません。もともと復興財源捻出のために短絡的に地方公務員の給与がカットされること自体に、私は本当に腹立ちを覚えます。あの大規模な災害から復旧・復興の費用というのは、長年かけて払うべきであり、当然国が国債発行して行うことが一番大事です。国は無駄な公共事業をやめること、大金持ちや大企業への優遇税制を改めることです。

皆さん、ご存じでしょうか。1億円を境に税金は安くなるんです。1,500万円の所得の人と1億を超え20億の人と同じ14%台なんです。こんな話があるでしょうか。また、ユニクロの社長の話を一般質問のときしましたが、ユニクロの柳井氏一家がこの5カ月間に資産を増やした金額というのは、ユニクロの従業員の給与の10年分にあたる、こういうことであります。こういった大企業優遇がやられているわけであります。先ほど言いました、共産党を除く政党が山分けをしている政党助成金、これも税金です。318億円あります。これをやめればいいわけです。

安倍首相が進めるアベノミクスで物価は上がり、暮らしは大変な状況になってきています。国会の審議の中で、働く人の給料が上がらないと景気は良くなる。給与引き上げを経済界に要請をしたらどうかということと言われ、安倍首相は経団連に出向き企業が給与を上げるように要請をしました。しかし、民間の給料、この16年間で69万円も下がってきているわけであります。私は、今回の給与削減は自らが進める所得150万円増やそうなんて言ってますが、全く正反対なことではないでしょうか。私たちは、このあとに消費税の大増税が待っているわけあります。決して少ない金額ではありません。大きく影響を与えるわけあります。

氷川町では、合併後、職員の数も減らしてきました。それだけ職員は頑張っているわけあります。私は職員がこの削減で意欲をなくしてしまう。そんな職員はいないと思います。必死になって頑張ってくれると思います。

私は、このような時期に一般職員の給与削減は絶対すべきではない。私は、この議案には反対であります。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 10月の選挙を前にして、賛成討論はしづらいわけですが、賛成討論をさせていただきます。

職員の皆さんはしっかり勉強して町民のため頑張ろうということで役場に入られて精一杯頑張っておられると思います。今回の2.5%の削減は本当に厳しいと思

ますが、氷川町は農業立町でもあり、農業の厳しさ、それもわかっておられると思います。氷川町が景気が良くて皆さんが金がとれる状況であれば私も反対して、職員の給与削減には反対したいと思いますが、住民のことを考えますと、また国からの地方交付税等もいただいております、国からの要請でありますので、これはこらえていただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかはいいですね。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第34号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（笠原良一君） 日程第6、議案第34号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。ページと項目を指定してください。

質疑ありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） それでは、10ページの振興局費の国土利用計画策定業務委託料について、ご質問をいたします。債務負担行為も含めまして、債務負担行為が26年度441万円、合わせて836万9,000円の土地利用計画の策定業務委託が、今回提案をされています。基本的に、これは氷川町のこれから先10年間、どういうふうな土地利用していくかというプランニングをするわけですけれども、そのためにはまず町長のこれから先10年間、この氷川町の土地利用をどういうふうに進めていくかという、そういう基本理念が入ってこない、この土地利用計画1年目

につくって、すみません、国土利用計画を1年目につくって2年目に土地利用計画、3年目にまち条をやるという説明を受けておりますが、その基本的なこの氷川町の土地利用計画のプラン、今度どのような氷川町に進めていくか。そのためにどういう土地利用をしていこうということでの今回の業務委託は発注するのか。そのところを町長の現在の土地利用に関する考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） お答えをいたします。これからこの計画の見直しを行っていくわけでございます。それぞれ旧町時代にはそれぞれの国土利用の計画がございました。合併をいたしまして8年になりますけれども、氷川町の国土利用計画たるものはまだないと。議員もですね、現職時代携わってこられましたので、これまでもいろんなお尋ねがあったというふうに感じております。

その上で、今回この計画をつくるということでございますが、私のこれは私の気持ちということでお聞きをいただきたいと思います。これは私一存で決められるものではございませんので、ただ考え方といたしましては、守るべき土地の利用、今現在使われている土地利用があるわけでございます。守るべきところはしっかりと守る、そして活用できるところはしっかりと活用していくと。そのための大きなプランニングを行っていただきたいというのが私の気持ちでございます。氷川町の町土全体を見回したときに、やっぱり守っていかなければならない、いわゆる田畑というのもございます。一方、利活用していかなければならない土地というものもたくさんあると思っておりますので、そういったことを1回全部網羅をしましたところで拾い出しをし、そのあとで全体的なゾーニングプランニングというものをですね、これから進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 町長は、この国土利用計画については町長の一存では決められないという今答弁をいただいたわけですが、町長がもう先日2期目の出馬表明をされました。この氷川町の土地利用について、どういう方向性を持っていくのかによって、この土地利用計画は決まってくるんですよ。町長が全く考えていないような方法には進まないんです。町長が一存では決められない。町長がこういう方向で自分は町政を進めていきたい。それに合わせて振興局のほうはこの土地利用計画の方向性を進めていくという流れに、私はなると思います。そのためには、今、守るべきは守る、活用すべきは活用する。基本的に今までずっと町長が言われてる基幹産業は農業だと。農業を主体としてこの土地利用計画をやるという方向性で行くのであれば、私はこの農振除外も含めまして、振興局長は上位法と言いましたけ

れども、農振についても当然守っていく、そういう方向になっていくんじゃないかと。そのためには農業が規模拡大して、今耕作されてないところも耕作をするような施策を農業振興課、農業委員会あたりが強くその方向性を打ち出さないと、この基幹産業は農業だという農業を守ることができない。また、農業が今後継者不足に悩んでいると言われていています。後継者がいなくて荒れた畑が、荒れた農地が出てきた。隣の農地は非常に困ってる。そういう遊休農地を集めて、例えば2期目の町長の目標として企業誘致を掲げておられますが、その分についてもどういうふうな場所に遊休農地を集めて企業誘致をしていくとか、そういうものをやるのが国土利用計画、土地利用計画なんです。例えば、イチゴ農家の方たち、農業が基幹産業と言えばイチゴ農家の方たちをある程度団地化して行って、ここをイチゴ農家のエリアにしよう、そこにちゃんとした倉庫もつくろうというような、そういうふうな土地利用計画を私は町長のプランニングの下で行っていただきたい。そのためには、町長がその青写真のある程度頭の中で組み立てておかないと、この国土利用計画はペーパーに終わってしまうんです。土地利用計画もそうです。私の現職時代を町長言われましたが、私が現職時代に土地利用調整基本計画をつくったときには、やはりトップの指示があって、このエリアはこういうエリアにするんだ、このエリアは農業を守ろう、このエリアは商業の中心地にしよう、そういうふうなトップのプランニングを基に国土計画、土地利用計画、まち条が出てくると思います。そういう意味では、予算は上げたわ町長の青写真がなければ、これは絵空事に終わってしまうんじゃないかなという心配がありますけれども、そのところは今後町長としてどのような指示をしていかれるおつもりかをお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃるとおりでございます。まちづくりの基本にこの国土利用計画があるわけでございますので、当然今後のまちをどういった方向に導くのかということが一番大前提になってまいります。当然そこには私の思いというものはですね、この国土利用計画には反映させていただきたいという思いはございます。先ほど申し上げましたとおり、基本的な考え方は守るべき土地は守る、活用すべきところは活用していくという大前提がございますので、その中でどういったものをどこに、どういった配置をしていくのかというのが今回の国土利用計画の中身でございますので、その中身はこれから皆様のご意見も聞きながら新しい氷川町の国土利用計画をつくり上げていくということをご理解をいただきたいというふうに思います。当然、そこには目指すべき将来の方向をしっかりと打ち出した上で、それに沿った国土利用計画ができ上がるものというふうに私自身も思っております。



○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 12ページ、道路新設改良費で委託料として町道吉本本山線道路改良工事の委託950万円が計上されています。インターチェンジのランプ部分の追加分だというふうに思うんですが、もう最終かなという気もするんですが、当初予算と今回補正されるわけですので、最終的にいくらにこの工事費はなったんでしょうか。お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 最初、当初予算のほうで7,000万を計上しておりました。延長が230メートルで、最終的な工事費は7,950万を予定をしております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） これが最終だと思うんですが、はい、わかりました。

次にですね、10ページと13ページにまたがってるんですが、負担金補助及び交付金で人事交流で中学校組合負担金が今回921万3,000円計画されています。10ページでは人事交流を取りやめた関係で613万1,000円を減額されているわけですが、職員の異動がないわけですが、このままだった場合に現在の職員の、派遣職員だと思うんですが、これ給与は計上しなくてもいいんでしょうかと思ひまして。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） ただいまの10ページの人事交流負担金6,131万円の減額につきましては、当初、人事交流を予定しておりました図書館司書についてでございます。図書館司書が町のほうの施設の図書館司書として交流をする。そして、中学校組合のほうには現在町のほうの図書館司書として働いてもらっております職員を、臨時職員ですけれども氷川中学校のほうに交流してきていただくということを計画したわけでございます。したがって、この図書館司書につきましては、中学校組合の職員でございますので、当然そっこのほうから給料が出るわけでございますが、その分につきましては、町のほうで働いていただきますので、その分を負担金として中学校組合のほうに支出するということを計画したわけですが、とりやめになりましたので、その分を減額するというところでございます。

それから、13ページの921万3,000円でございますが、これは氷川町と、それから八代市で負担する氷川町の負担金でございます。この部分につきましては、当然先ほども申し上げました人事交流に伴うところの負担金の減額に伴うところの増と、それからその他でございます。内容的には、ちょっと学校教育課長のほうで答

えていただきたいと思うんですけども、その分を含んだところで921万3,000円を今度計上したわけでございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 課長、今10ページで6,000万円と言われたけど、613万円ですね、はい。

ちょっと私が聞きたかったのは、それをやめたから、本来派遣する予定だったその人の人件費は計上しなくてもいいのかなということちょっと聞きたかった。中学校はそのまま残すからですね、本来交流でこっちからやる予定だった人は、いわゆる臨時職員として入れる予定だったけども、それをやめるからそのまま残るので、当然そっちにうちがお金を出すというのはわかるけど、行かなかった人の分はどこにも出ないけど、出さなくていいのかなと。行かない人の分は組んであるということですね。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） その分については、八火図書館のほうで組んでおりますので、はい。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 12ページのインターチェンジ関係の、そのネクスコへの950万の件ですけども、これはインターチェンジ、来年の3月完成ということですので、インターチェンジ関連の予算はこれが最後の予算計上になるのでしょうか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 予算計上におきましては、例えば用地買収費とか、それと工事費等につきましては、今後社会資本整備基金の交付金等の要望申請も行っておりますので、それが確定次第ですね、少し予算のほうは若干補正予算にて変更をお願いしたいというふうに考えております。おおむね総額につきましては、現行予算というふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回ののが最後かなと思ってたんですが、当初で最後かなと思ってたんですけども、今回出まして最後かなと思ったんですが。先日の全協のときに、国道3号線との取り付け部分で3号線を80センチか70センチ上げなければいけなくなった。それは、国土交通省の3号線なので予算としてはさも国土交通省が出すようなニュアンスで説明されたように聞いたんですけども、これは当然原因者負担で、おおむね前後300メートルと言われましたか、その分の3号線改修の工事費もまた乗ってくるということで理解しててよろしいでしょうか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 国道3号線につきましては、これは宇城市のほうです  
すね、工事を行うようになっておりまして、その設計承認等におきまして国土交  
通省との了解が取れてるといったような説明をいたしております。

○議長（笠原良一君） はい。

○3番（江崎 悟君） さっきの質問で費用負担のところをちょっと言っていただけれ  
ば。

○議長（笠原良一君） 課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 費用負担につきましては、既に宇城市のほうの工事費  
の中に算入をされております。失礼しました。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可  
決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第35号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（笠原良一君） 日程第7、議案第35号、平成25年度氷川町国民健康保険特  
別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページ  
で行いますのでページと項目を指定してください。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第36号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（笠原良一君） 日程第8、議案第36号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

[[「質疑なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（笠原良一君） 日程第9、議案第37号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

片山議員。

○12番（片山裕治君） 今回の竜北中学校体育館耐震補強・大規模改修工事、宮原振興局新館改修及び本館解体工事、氷川中学校校舎耐震補強工事、5月23日の確か午前中に高額な入札が3本行われたことに少し疑問があります。日時の余裕を採るべきではなかったんじゃないかなというふうに思います。また、3本の入札に参加された企業があり、もし3本同時に落札された業者が出てきた場合に、工事を全部請け負うことができる業者だったのかお尋ねいたします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 今回の入札につきましては、3本、23日の日に落札候補者の決定、開札のほうを行っております。これにつきましては、今回の条件付一般競争入札の入札個々で、あるいは事務要領の中でですね、入札につきましては公告をしながら3本一遍に行ったわけなんですけども、これにつきましては他町村あたりでもですね、分けるよりもむしろ事務効率等を考慮して時期的に同時に行うというケースも多いです。特に、今回私どもの場合には、工期が8カ月以上必要ということがございましたので、これを例えば1か月ずつずらすとか、そういったことができずにどうしても工期を確保するために早い時期に3本同時で行うといったことで事務のほうを進めていただきました。

また、3本同時に入札したときに、その工事を請け負えるかという点なんですけども、実際工事につきましては技術者が全て必要です。県のA1クラスの場合には、その技術者が複数いらっしゃると思います。もし工事の配置につきましては、一人が付けば条件はクリアするんですけど、この件につきましてはA1クラスの業者さんの場合は3人以上いらっしゃると思います。その点で、技術者の配置については可能かと思えます。ただし、これはほかの事業とかほかの入札関係、他町村もですね、そういったものがありますので、最終的にはその会社の判断によるものというふうに考えています。その辺も全て含めて、今回事後審査型というのとなっておりますので、開札後、落札候補者になられて、そのあときちっと仕事ができるのかどうかといった申請書を提出していただいて、その審査会の中で最終的な判断を下すというような手続きになっております。

○議長（笠原良一君） 片山議員。

○12番（片山裕治君） 今回のやはり入札にあたってですね、入札参加資格審査会ですね、やはりそういう論議がなかったのかなというのと、今後もですね、今回のようなやり方で実施されていくのか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 内容につきましてはですね、当然審査会のほうで協議をして、その結果入札公告、入札後の審査会のほうにかけております。

今後につきましては、当然一昨日の一般質問の回答の中にもございましたとおり、現在入札制度改革をまだ随時行っているところでございます。今回の、この議会での議論も踏まえてですね、入札制度につきましてはまだまだ議論しながらですね、見直すべきところは見直していくというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

有田議員。

○11番（有田芳人君） この入札については、以前から改革を進めておられて、内容そのものが非常に緊迫した金額ということで、初めから90%はもう固定だからというようなことになつとるわけですね。まっ、それからしますならば何十件あろうが全部初めからこれはわかってしもうとるわけな。そういうことからしますならば、私はやはり今の現況からすんなら、ちょっと疑われたっちゃ仕方ないような分野が、いわゆる同じ人が結局2回も3回も同じようなことでとると。こうしますならば、どっちしてもこれは疑われるしかないわけですね。しかし、入札制度でぴちっと初めから抑えてあるので、それよか下がらんと、90%以上というようなこと初めからなつとるわけだから、これを私は今の現況からしますならば学校のことだから、私はやはりせなんならんてな思います。けれども、いわゆる入札の改革、一つの改革をいわゆる固定して決めるのか。入札の制度をですね、制限価格、いわゆる最低はいくらまでと。ただ90%超えてやるということは、私は良くないと思う。それを条件にですね、今度の場面は私は賛成いたします。だから、この問題についてはですね、何件集めたっちゃ同じだから、それでとりあえず入札改革をぴちっとするというようなことですね、最低価格を下げるということだけを頭においていて、この問題にお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今回、条件付き一般競争入札ということで取り組まれてきたわけですが、この間の学校の耐震化事業というのは全体として落札率が高かったと思うんですね。平成21年度、宮原小学校の体育館が耐震工事を行われたと思います。このときは確か九十八数%、22年に竜北東小学校、これ98%、23年に竜北西部小学校の体育館、91%、竜北東の小学校の校舎90%、25年、今回竜北中学校体育館94.825だと思っておりますが、落札率は正確にいくらでしょうか。

それから、平成23年、竜北西部小学校、竜北東小学校、今回竜北中学校体育館、全て同じ会社が取ったと思いますが、この点についてどうも納得いきませんが、どう思っておられますか。適正な入札だったと思っておられますか。その点、まずお

聞かせください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） まず、落札率の確認なんですけど、今議員おっしゃられたとおり、宮原小学校の体育館が98.7、東小学校体育館98.0、西部小91.5、東小学校校舎90.2%でございます。今回、竜北中の体育館につきましては、94.8%でございます。そのような落札率になっております。

今回、西部小以下、竜北中3カ所につきまして同一業者ということでございますけど、ここにつきましては、入札におきまして最低制限価格から予定価格の範囲内に入っていれば、それは適正な落札ということで認められておりますので、このケースにつきましても正当な入札行為であったというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 昨日、ある建設屋の営業担当の人とお話する機会があったわけですが、平成23年の竜北西部小学校の体育館から全て同じ八代の藤永組さんが3件、耐震化では取っておられるんですね。どう考えても競争原理が働いたのかなというふうに思えないというのも正直言ってあります。中学校組合ですからことは直接関係ありませんが、中学校の校舎の場合は落札率がなんと99.14%だったかと思うんですが、私は学校の耐震化という点は私自身も強く要求してきたし、少々高くてもやはり子どもたちの安全や災害時の住民の避難場所になることを考えれば仕方ないかなというふうに思ってきたんですが、何せ同じ業者がずっと取るというのはどうなのかなと。このあと議論されるのも、この同じ藤永組が絡んでいるわけですが、私はどうもこれは不自然でなりません。町長はそう思われませんか。

また、もう一つ最後に聞きたいのは、この藤永組が行った工事では、屋根材が全て同じ企業のものを使われていたと思うんですが、これはその屋根材を使ってくださいという指定がされていたのかどうかお聞かせください。最初の点は町長にお願いできますか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 入札の結果についてのお尋ねでございますので、私はあまり言及することはございません。入札そのものにつきましては、適正な事務を踏まえ、適正な入札が行われているものというふうに思っております。結果として、それぞれ入札率の話ができました。それぞれ技術は違います。今回は一般競争入札をですね、条件付の、導入いたしましたので、一部にはもう少し競争原理が働くのかなと思われるような高い落札率の工事もございますけれども、押しのべましても適正な入札が行われているというふうに思っておりますし、同じ業者が3年間続けて取るのはおかしいとかという話になりますと、それはもう結果でございますので、私からコ

メントする立場ではございません。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 私のほうで確認しておりますのは、竜北東小のほうにつきましては、屋根材は、ある企業さんの商品を参考に同等品というような表記がなされたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） はい。

○10番（吉川義雄君） 竜北西部小学校の屋根材も東小学校の校舎も全く同じだというふうに思います。調べる時間がありませんでしたが、竜北東の体育館も同じじゃないかなというふうに私自身は思っています。今回は、仕様特記事項で本町の企業進出を考えているところのを使えというふうになっているかというふうに思うんですが、氷川町には工場設置奨励の条例、設置条例ですね、そういったのはあるんですが、その会社のを奨励するというのは、何かきちっとつくってからやるべきじゃないかなと思うんですが、今回はそういうのがなされてなくてそこを使いなさいというのは、何となく言葉は適切かどうかわかりませんが、便宜供用というような感じもしなくも、そういうふうを感じる面もあるんですが、どうですか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） このことにつきましてはですね、入札と直接の関係ない部分の、いわゆる企業誘致という部分での側面での一面もでございます。そういった進出を予定されています企業、なるべくこの地に進出をしていただく。そのためにはそれぞれやっぱり業績を上げていかなければならないということもお聞きをいたしておりますし、やはり私ども誘致をする自治体といたしましては、精一杯その進出できるような環境を整えてやるというのも一つの仕事だろうというふうに思っております。ただ、そこを絶対という部分ではございません。同等品ということで、確か特記仕様書には掲載をしておったかと思っております。そのあたりは行き過ぎますと、今おっしゃいましたような話になるんでございますが、これで企業誘致する、その誘致活動の一環としてというふうに捉えていただきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 私は、一昨日の一般質問の中で、今回条件付き一般競争入札が導入されて初のその結果が出たということで、一般質問の中で質問させていただきました。そのときに、町長のこの結果については、結果としてこのような同じ業者が3年間取ったということは、それは結果としてそうなたただけであって適正であるという、そういう答弁をいただいたところでありますけれども、私はこの条件付



き一般競争入札を導入するにあたって、今まで非常に高止まりで来てた。結局90%以上、94%、5%というような、そのような落札結果になっているので、果たしてこれでいいだろうかという疑問を何回か投げかけてきました。今回、その一般競争入札の事務処理要綱等を見せていただきますと、まさに熊本県の様式を採用したというだけです。私は、この氷川町、こんな小さな町ですから、熊本県のやり方をそのまま導入するということには非常に疑問を感じます。なぜなら、高止まりして、今回6億円をもしも、佐賀市は最低制限価格85%、1割、最低制限価格を下げてやったときには、A1業者の適正な業者が入札をするわけですから、適正な価格で競争をしていただける。そうなったら、今回85%の設定でももしもいったとしたときには6,000万円のお金が浮くんですよ。先ほど、職員の772万円を減額すると、減らすと言われるお金なんかは軽く出てくるんです。この入札制度の改革、県に右へ倣えのやり方で最低制限価格をセットしていけば、どうしてもそういうふうになってきます。

今回、藤永組がまた2本とも最低の価格を入れております。なぜ最低が入れられるのか。もし、最低を入れることができるとしたら、どういうことがあるんだろう。それは、最低制限の設定の仕方が既に公表されているからです。直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の30%を最低制限価格とします。これを知ってたら最低制限価格入れられるんですよ。ランダム係数も1から1.01ですから、おおむね1%です。ランダム係数が1になるのは、0.00001刻みですから、10万分の1の確率ですよ。これを知ってればいつも最低制限価格が入られるという、そのような今回の条件付競争入札の中身になってます。熊本県のやり方に右へ倣えですから、だから藤永組さんが4回来るというのは不思議だな、みんな疑問を持って仕方がないんですよ。町長は、同じ業者が3年間来ても結果として適正であると簡単に逃げられますけれども、これは氷川町に取ってみれば、藤永組さんとの関係がどういう関係なんだろうと疑わざるを得ないような感覚になってしまうというところも町長、やっぱり汲んでおかなければいけないんじゃないかな、そういうふうに思います。

そこで、今回あとと関連しますけれども、38号で議論したら37号の藤永組さんの問題が落札してますので、38号での議論では遅いので、ここで37号で議論せざるを得ない。38号では、最低価格を入れました、同額がありました。藤永組さんはくじを引きました。勝ちました。仕事1億1,000万の振興局の仕事ができるようになりました、藤永組が。しかし、翌日これをキャンセルされてます。なぜ1億1,000万円をキャンセルされるんですか。取れてるんですよ。原因は、技術者がいないから。それで、私はこれならば氷川町が軽視されているんじゃないか。

当然札を入れて最低額になってくじまで引いて落札された方が、仕事を当然やるべきなのにやらないということになれば、これは氷川町としてペナルティが必要じゃないですか。そのように全員協議会の中で私は執行部の方に聞きました。ところが、この県に合わせた条件付き一般競争入札の要綱でいくと、取ってもあとで技術者がいないから仕事はしませんと言ってもいいですよというふうになってます。本当にそれでいいですか。あまりにも氷川町を軽視していると思いませんか。私はペナルティをかけるべきだと思うんですよ。もしそれで藤永組さんがくじまで引いてですよ、同額でくじまで引いて、最低価格で同額で技術者がいないとわかってるんだったら、その時点でくじを引く前にでも辞退すればいいじゃないですか。くじまで引いて勝って翌日に辞退してますよ。あまりにも氷川町を軽視してませんか。だから、私は藤永組さんには今後少なくとも指名停止等のペナルティが必要じゃないでしょうか。そういうふうに言ったんですよ。ところが、この要綱の一般競争入札事務要綱の17条4項に、落札候補者、取った人は競争参加資格がなくなったら、要するに技術者がいなくなったら早く辞退するように、落札後に言いなさい、それだったら指名停止の対象になりませんよと書いてあるから、指名停止の対象にもならないと言われました。だから、ここで藤永組さんのそういうふうな態度。1億1,000万と2億2,000万、なぜ1億1,000万を辞退するんですか。2億2,000万をなぜ辞退しないんですか。1億1,000万のほうがくじまで引いて取っているんですよ。都合のいいものを一つやりましょうというような態度でこの入札に臨んでおられるんですよ。町長、どうですか。こういうふうなことでもやはり藤永組さんにはペナルティはかけない、そういうふうにご考慮されますか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 私にお尋ねでございますので答えさせていただきますが、氷川町の名誉のため、それぞれの参加業者の名誉のためにも言っておきますが、公正で厳正な入札が行われております。その中で業者の判断としてそういった手続きに沿って辞退をされたということにつきましては、これは業者さんの判断でございます。そこに辞退したからペナルティをとというような考え方は、逆によろしくないんじゃないでしょうか。きちんと要綱に沿った手続きを取られてそうなっている。じゃあ、その要綱が不備であるということであれば、今後また改正の余地はございましょうけども、どこの入札、いずれの入札につきましても、そのような手順を踏んで、実際今現在入札が行われているというふうに思っております。そこだけ、氷川町だけが違う考え方を取ってよろしいんでしょうか。逆にそのことはよろしくないというふうに思っておりますが。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江寄 悟君） やはり、氷川町にあった入札制度をやはり取り組むべきだと思うんです。このような形で、今回先ほど片山議員のほうからあったけども、3本続けて一遍に出したのでこういう結果が生まれた。これは仕方がないという、結果的にはこうなったんで仕方がないと言われましたけれども、私はこの業者さんサイドに立ったこういう入札結果、2本とも取れたから高いほうを取りましょう。1本はしません。それでもペナルティはかけません。それはやはり2人の技術者をちゃんと用意して、氷川町の入札に参加すべきだと。1人しかいないんだったら取りたい工事を一生懸命一つ頑張る。これが誠意ある業者さんじゃないですか。3本出たから3本のうちどれか取れたらそれに1人行きましょう。二つ取れたら一つはやめます。私は、適正な入札が行われているとは思いますが、思いますけども、こういう結果が出たときには、それなりに町長として対応しなければ、これから先、このような業者がいくらでも出てきますよ。1人しか技術者いない、どんどん入札に参加してきて、取れたらもうけもん、二つ取れたら一つは辞退すれば何のペナルティもなかよ、そのような町になってはいけません。厳正な入札をやる町じゃないといけませんよ。そうじゃないと、またこういうことが起きるんですよ。技術者が1人しかつけることがいない、3本出すんだったら3人技術者を、誰かをちゃんと提示しなさい、そういうことを前もってやらないから、県へ右へ倣いしてるからこういう結果になるんですよ。私は、今町長がこの藤永組さんに対してはちゃんとルールにしたがってやっているんでペナルティをかけないという話をされました。それは今後も今のやり方で最低制限価格を取って、ああ取るつもりじゃなかったけど最低制限価格でうちが入った。なら辞退します。そういう業者出てきますよ。いくらでもあるんですよ。そういうところを入札改革でやっていかないと、やはり甘く見られてしまうんです。氷川町は厳しいな、そういうふうに、氷川町の仕事は厳しいなって、いい仕事をしなきゃいかんというような体制を整えるべきだと思うんですが、再度お伺いしますけども、あとの38号とは関連しますが、今回の37号の藤永組さんに対しては、通常の契約を行い、38号についても何らペナルティなしで藤永組さんにやるという方向で考えておられますか。再度町長にお伺いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 江寄議員さんの町を思われる気持ちはわかります。私たちも同様に思っておりますし、公正・厳正な入札をするために、これまでも入札改革を進めてきたわけでございますし、今条件付き一般入札というところまで踏み込んできたところでございます。その結果を踏まえて、今いろいろとご議論がっておりますけども、今回はそういったルールの中で適正に行われた入札でありますので、そ

れにしたがって事務を進めてまいります。ただ、入札改革は、これからもずっと進めていくわけでございますし、必要な部分につきましては見直しを行うことはやぶさかではございませんし、これからも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（笠原良一君） 日程第10、議案第38号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

有田議員。

○11番（有田芳人君） この問題については、江崎議員のほうからもいろいろ出ておりますけれども、一応、この何で降りたかという問題ですね。ここのところの説明がちょっと不足しておると思いますので、その点について一つ質問をいたします。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 経過につきまして、少し具体的に説明させていただきます。

23日の午前中に開札を行いました。そのときに、藤永組さんと新規建設さんが同額でございました。その場ではお伝えをしておりません。これはこの事務手続き要綱にしたがってですね。そして、午後、この二つの会社のほうにご連絡を入れまして、同額ですので要綱にしたがって抽選を行いますということで、2時ぐらいにですね、役場のほうに来ていただきました。そして、抽選をその場で行いました。その結果、まず藤永組さんのほうが落札候補者となられまして、同時に竜北中の体育館のほうも落札候補者になっておりますということをお伝えしております、その

時点ですね。そして、その後持ち帰られまして、翌日の9時過ぎぐらいにですねご連絡がございまして、ちょっと相談に伺いたいと。どういった内容ですかといいますと、配置技術者のほうに少し問題がありますということで、お二人その後出て来られました。話の内容を聞きますと、事後審査の中でですね、必要とされております技術者の配置について、これができなくなったということで、宮原振興局のほうを辞退させていただきたいと。これにつきましては、先ほど議論にありましており、その要綱にしたがった手続きということになっておりまして、町のほうも一応その手続きにしたがいまして、当然その後辞退をするための申請書を再度文書で提出いただきまして、その結果、次の次点の新規建設さんのほうを落札候補者としたしております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 有田議員。

○11番（有田芳人君） 内容はようわかるわけですが、いわゆる竜北中学校を取って、いわゆる振興局のほうも取ったと。竜北の場面を考えてみるとしゃが、1億も超える金額がですね、5万円しか差はなかと。これが3人もおっという問題とか、あるいはこの簡単にですね、いわゆる入札をして、いわゆる責任者がおらんということだけ私は引きますよと。それで両方ともいただいてですね、それで片方、どっちがよいか、ならこっちはあんたやったって、同じ金額だからな。いわゆるそういうことが今後やっぱりないようにせないかんと。いわゆる入札の方法をですね、時間がいくら違うてしたんでしょうけれども、同じ同金額でですね、そして責任者がおらんなんていうことはですね、これは非常に軽視した問題と思います。そういうことがないようにですね、今後はしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今回、新規建設という相手方ですが、会社の主な概要と、それから今回入札の条件として、こういった経験、仕事実績がなくてもいいという話があったと思うんですね。それで、これまでこの新規建設、どんな事業、仕事、公共事業されてきたのか、教えていただきたいなど。今テレビで新規建設というふうに流れてる、あの会社だというふう思うんですが、住宅の宣伝をやってるところですが、そこと同じなのかどうか教えてください。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） まず、会社が持っております企業の施工実績なんですけど、この件につきましては、今回総合評定値が950点以上ということと、県の

A1クラス、トップクラスの業者さんです。この業者さんあたりになりますと、ほとんどこういう大型の事業等については既に経験を持ってらっしゃるということで、今回あえてその実績まで問う必要はないという判断で、条件の中からはその実績という部分は除外をしております。新規建設さんにおかれましては、県内では6番目に高い評価値を持ってらっしゃる会社さんでございます。よく皆さんご存じなのは、一般住宅ですね、ああいったところもやっぴらっしゃいますし、別に大型のRCとか、そういった工事のほうも取り組んでおられます。あと、マンションとかですね、そういったものをですね。ですから、総合的な実績等につきましては、何ら申し分がないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 点数950点以上だから経験を持っているというふうに言われましたが、それで私が聞いたのは、公共事業でどんなのされてますかというのを聞いたんですが、そこつかんでおられますか。今、RC、あるいはマンションとかいうふうに言われましたが、何かありますかと、わかれば教えてくださいと。ああ、あそこの工事はここの会社がやったんですというのがわかれば参考にできるなというふうに思うんですが、ありますか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） すみません、公共工事等につきましては、ちょっと資料を持ち込んでおりませぬ、この場ではちょっとお答えができない状態です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

片山議員。

○12番（片山裕治君） 私は賛成の立場で討論いたします。

前の37号も関係しますが、今回の入札制度の見直しもしているわけですが、それにもかかわらず大変疑問が残ります。落札業者が宮原振興局新館改修及び本館解体工事を辞退する。それであれば竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造工事も辞退するべきではなかったのか。入札に参加される以上、業者は厳密な工事価格の積算をされ、万全の体制で臨まれているにもかかわらず、会社の都合の良い落札工事を選ぶ業者であってははいけません。また指名停止にしてもおかしくない事態です。氷川町役場の入札を軽視していませんか。氷川町だったらどうにかできるぐらいの考え方にも思えて仕方がないと思います。

また、工事発注に当たっては、特記仕様書において資材及び下請け業者については町内誘致企業及び町内業者採用に努めることとなっていますが、町内誘致企業の文言を入れたのも疑問です。

15年ほど前に、竜翔センターの屋根材を工事された業者が町内に土地を購入し、企業進出するはずで町は一部道路整備に費用をかけたにもかかわらず、いまだ進出していない企業でもあり、インターチェンジ建設においては土地の借地料、土地の一部売却により収入を得られており、まして近年町が発注する工事に対して屋根材の仕様書の特記事項にするなど便宜を図り過ぎではないですか。このことによって工事価格が上がるのではないのでしょうか。それよりも地元業者に便宜を図るべきで、電気設備、木工などの分離発注や町内業者による建設ができるようにどうか工夫すべきだったのではないのでしょうか。

工事入札については、入札参加資格審査会開札にあたって、厳格に毅然とした態度を取っていただき、入札価格についてももっと町の大事な予算だということを再度確認されることをお願いし、子どもたち、町民の方々の大事な施設でもあり、安心して利用できる環境整備でもありますので、工事入札に対しては大変疑問は残りますが、苦慮した結果、私は賛成いたします。

○議長（笠原良一君） 有田議員。

○11番（有田芳人君） 私も、今の現況からしますならば賛成の立場で討論をしたいと思えます。

内容につきましては、一応入札そのものは私は立派に行われておることだけは確認いたしました。これは氷川町も八代市も、大体八代市よりかこっちがちょっと安かったぐらいだったからいわゆる建築の分野についてはやはり入札はやっばこうだなというようなことを思います。ただし、いわゆる入札の改革だけはですねいずれにしてもこれは私はお願いをしながら賛成するわけですから、何とかこの制限価格、ここだけは何とかやっばり返事をもらっておきたいと思えます。そういうところで、特に私の今度の入札についてはですね、何か非常に難しい問題でもありませんけれども、また疑わしき話も当然起きてくるわけですね。3件も4件も一人で取るというならですね、これはいずれにしてもおかしゅうなる。それで、同じそっばってん億の錢だけを何年も続けて取るというようなことはなかなかやっばり難しい問題。しかし、これは当たり前だったと思えます。そういうことからして、入札の改革だけは確実にやってもらおうというようなことで討論を終えたいと思えます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠原良一君) 起立多数です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長(笠原良一君) ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後0時25分

-----○-----

○議長(笠原良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第11 陳情第1号 ふたたび被爆者をつくらないために

現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いについて(文教厚生常任委員長報告)

○議長(笠原良一君) 日程第11、陳情第1号、ふたたび被爆者をつくらないために現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いについてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(田中照男君) 文教厚生委員会報告書。

文教厚生常任委員会に付託されました陳情第1号、ふたたび被爆者をつくらないために現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める議会決議・意見書採択のお願いについて、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

陳情の内容は、1番目に、原爆被害者に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。2番目に、原爆死没者に償いをすること。3番目に、全ての被爆者に償いをすること。これを決議し、政府及び国会に意見書の提出を求めるものでした。

本委員会は、委員会を3回開催し、その内容を審査しました。第1回目は、陳情内容の把握と審査の方法を協議しました。第2回目は、提出者の熊本県原爆被害者団体協議会の担当者を参考人として委員会に出席を求め、陳情内容の詳細な説明を求め、各委員の質疑に答えてもらいました。第3回目は、委員の考えをまとめて委員会としての方向性を決定し、委員会報告書の内容を精査しました。



現行の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっておらず、問題の第1は、原爆被害を初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被爆を無視していること。第2に、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護になっていること。第3に、核兵器の廃絶を究極的な廃絶と表現して、遠い未来の課題としていること。第4に、戦争被害受忍の立場に立っていること。

原爆症認定集団訴訟が、平成15年4月から提訴されはじめ、平成21年8月3日の熊本地裁判決まで国が19連敗しています。そのような中、平成21年8月6日には、原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確定書が、日本原水爆被害者団体協議会と内閣総理大臣・自由民主党総裁との間で取り交わされました。

この確定書では、「厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は定期協議の場を設け、今後訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。」とされています。また、内閣官房長官は、「国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことを厳粛に受け止め、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の苦しみや集団訴訟に込められた原告の心情に思いをいたし陳謝する。待ってられる被爆者の方々が一人でも多く迅速に認定されるよう努力する。」という談話を発表されています。

しかし、この協議の場は2回程度しか開かれておらず、認定審査基準も改正はされたが、審査そのものが従来より厳しくなったという説明でした。訴訟の場で争うことがないように確定書を取り交わされましたが、訴訟しないと認めてもらえないという状況であり、現在熊本県内でも8名が係争中ということです。

熊本県内には、平成24年3月末で氷川町の7名を含む1,497名の被爆者がおられます。被爆者は高齢化し、訴訟による認定には限界があることや直接の被爆で亡くなられた人や援護のために現地に赴いて被曝して亡くなられた人への補償を規定する法改正が求められています。

本委員会の委員は、参考人から提出のあった冊子や集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確定書などを基に、これまでの原爆症にかかる運動を改めて認識いたしました。国が原爆死没者に謝罪し弔意を表すことや、直接の被爆者や援護のために被曝された方々などへの補償と、原爆症の速やかな認定を求めることは、被爆者が高齢化している現在においては一刻の猶予もなく、ただちに国に是正を求める必要があるという意見で一致し、全員一致で本陳情を採択することを決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生委員長の報告を終わります。

ちょっと読み違いましたので変更します。2ページの7行目の基本方針に係る確

認書（かくにんしょ）を確定書（かくていしょ）と呼んだそうですので、確認書に改めます。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第12 請願第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する「請願書」について

○議長（笠原良一君） 日程第12、請願第1号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する「請願書」についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することと決定しました。

請願第1号に対する紹介議員の説明を求めます。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 請願第1号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する「請願書」。

地方自治法第124条の規定により、別紙のとおり請願書を提出いたします。

1枚めくっていただきたいと思ひます。請願第1号、「年金2.5%削減法」を廃

止する意見書採択に関する「請願」についてであります。全日本年金者組合熊本県本部、同八代支部から要請があり、有田芳人議員、江寄悟議員、田中照男議員、松田達之議員、それに私、吉川義雄が紹介議員となり、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出したものであります。私が代表して請願の主旨弁明をさせていただきます。

請願の主旨は、第181臨時国会で成立した年金2.5%削減は、高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすばかりでなく、地方自治体の財政にも大きく影響を与えるのであり、この法律を廃止するよう国に対して意見書を採択していただきたいというものであります。

請願の理由として、高齢者に欠かすことのできない年金は、1999年（平成11年）の増額改定後、断続的に減額改定が続いています。2012年（平成24年）までに2.2%の減額となっています。年金は消費者物価指数に合わせスライドするとしています。消費者物価指数は耐久消費財の価格低下などを色濃く反映し、反面、税金、医療保険料、医療費、介護費用は全く除外されており、極めて不当であります。年金者は、この13年間、いわれのない被害を一方的に受けてきました。

厚生年金の平均受給額は、2000年（平成12年）に17万6,953円だったのが2010年（平成22年）は15万3,344円と、13.3%も下がっています。高齢者の42%、女性では63%の人が年間100万円以下の年金で生活をしています。

181国会では、過去の特例措置分を解消するとして、向こう3年間で2.5%削減を決めましたが、これが実施されると毎年0.9%の削減が続くことになります。このような年金削減は高齢者の生活に大きな影響を与えます。また、将来にわたって年金削減の道を開くことになります。年金制度への信頼が低下し、若者の年金離れに拍車をかけることにもつながってまいります。地方6団体の中でも市長会、町村会などは年金削減が地方自治体の財政に及ぼす影響について言及をしています。

このような事態を踏まえて、地域経済を守るためにも地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるように求めるものであります。

氷川町の現状を紹介したいと思います。氷川町では、2011年（平成23年）の資料ですが、厚生年金、国民年金等の受給者数は7,116人で、年金総額は44億7,659万円となっています。仮に、この法律どおりに実施されると、1億1,190万円の減額となり、これは地域経済に大きな影響を与えます。

安倍首相は、消費者物価を2%引き下げる、消費税を10%に引き上げるといっています。こういうときに、年金を削減すると、本当に暮らしていけなくなるのではないのでしょうか。この法律は、2012年（平成24年）10月から実施となっ

ていましたが、国民の反対の声で実施できませんでした。

年金受給者の皆さんの思いを察して、この請願に議員の皆さんが賛成されることをお願いし、請願の主旨弁明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠原良一君） 紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 反対討論はありませんので、賛成討論をさせていただきたいと思えます。

今回、紹介議員のほうから、この請願について提案があって、私はこれについて少し勉強をしたんです。一般質問のときにも話をいたしましたように、今アベノミクスで非常に経済が良くなるような話があってますけれども、もう既に失望感が急速に広がって、為替は94円台、株価も1万2,000円台、既に物価上昇は始まっております。

そういう中で、年金を2.5%減額しましょうと。まだ地方では賃金の上昇も見込めておりません。そういう中での年金だけの削減、しかもあたかも氷川町の職員の削減率と同じ2.5%。役場職員は、私は下げるのに反対いたしました。じゃあ、高齢者の人に下げるのに反対できるか。年金が下がるのにもやっぱり反対できません。まだまだこの物価は上昇する、消費税も上がる。

そういう中で、今日、熊日の「はい、こちら編集局」に切実なことが書いてあります。熊本市の77歳の無職の男の方が言われています。年金減額の通知書が届きました。怒らずにはいられない。少し読ませてもらいますと、「もうやっとならねば、踏んだり蹴ったりですたい、腹立たしい限りです。年金減額の通知が届きました。これまで先延ばしにされていた既定の方針とはいえ、年金生活者にとっては死活問題です。それだけではありません。相次ぐ値上げ、物の物価もじわじわ上がってきているようすばい。消費税、それも問題です。年金減額に物価上昇を加えて、消費増税の三重苦ですたい。もう怒らずにはおられませんたい」このような「はい、こちら編集局」の今日の記事が載っていました。一般の庶民の人たち、国でやってる政治とはまだまだかけ離れた地方です。職員の給与も下げてほしくない、年金も下げてほしくない。これがやはり地方ではまだ国にしたがってやることじゃ

ないということで声をあげなければいけないということで、私はこの紹介議員に賛成をしたところです。

よって、ぜひこの請願については可決をしていきたい、そういうふうに思います。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、請願第1号は、採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時45分

再開 午後0時49分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議員から発議第3号から第6号までが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4までを議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

発議第3号から発議第6号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4までとして議題とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第1 発議第3号 氷川町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（笠原良一君） 追加日程第1、発議第3号、氷川町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の上田議員の説明を求めます。

○7番（上田健一君） 発議第3号を、有田議員の賛成を得まして提出しましたので、説明いたします。

発議第3号、氷川町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則14条第2項の規定により提出します。

氷川町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例。

第1条、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間における氷川町議会議員の報酬月額については、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年氷川町条例第35号。以下「条例」という）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給することとされている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、条例第2条第2項に掲げる額とする。

附則、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

理由、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた氷川町長等特別職並びに一般職の職員の給与額の減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における氷川町議会議員の議員報酬の支給額を減額するため、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定めるに伴い、この条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由です。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 私は反対の立場で討論いたします。

今回、議会議員の議員報酬の削減については、町長のほうから議員は議員のほうで決めなさいということで、全体で全員でこの議員報酬についてどうするか議論がなされました。そのときに配られた資料の総務省の全国総務部部長会議の配付資料を皆さんに配られまして、基本的に国会議員の自主的判断で20%削減がなされてたということで、先輩議員たちが副議長、坂本議員、それから三浦議員が10%でいこうという話になったので、私はそれで決まるのかなと、それで先輩議員の言われる方向でいいなと思っていたわけですがけれども、町長の3%削減の提案に対し

て、議員が10%を出したときには町長も変えんといかん、10%にしなきゃいかん。そんなら3%にしようという程度でこの3%が決まっています。本来、職員に2.5%お願いするわけですから、議員として10%の削減は当然やるべきだと。残念ながらそういうふうな総務委員長の最終的な判断で3%の提案がなされております。残念ながら、これについては私は3%では少なすぎるということで、反対討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 賛成がないようですので、私も本議案には反対であります。

私は、今回の復興財源確保という点で、国が地方にこういったことで押し付けてやる、このことについては本当に許すことはできません。しかし、あの災害から一日も早く立ち上がるという点では、議員の報酬の引き下げには賛成であります。職員が引き下げたわけでありましたが、職員分を引き下げたわけでありましたが、その職員とわずか0.5%しか変わらない。私はこれではよくないというふうに思います。

近隣町村を見てみますと、10%程度引き下げているところがあります。私は、引き下げるのは誰でも好きではないと思いますが、この来年の3月までの間は、やはり我慢をしなくちゃならない、そういうふうに思います。

しかし、職員に2.5、議員3%で、私は職員に対する説得はできません。やはりもっと額を引き上げるべきだという立場で反対をいたします。

○議長（笠原良一君） 片山議員。

○12番（片山裕治君） 私は賛成の立場で発言いたします。

この前全員協議会のときには、一応私も10%、1割削減というふうに思いました。ですが、今回の提出案件に対しましては、7月1日から実施というふうになりますので、削減ができないような状態になりますので、私は賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 追加日程第2 発議第4号 氷川警察署の存続を求める意見書について

○議長（笠原良一君） 追加日程第2、発議第4号、氷川警察署の存続を求める意見書についてを議題とします。

提案者の上田議員の説明を求めます。上田議員。

○7番（上田健一君） 有田議員の賛成を得まして提出しましたので、説明いたします。

氷川警察署の存続を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

氷川警察署の存続を求める意見書。

熊本県内では、依然として重要犯罪をはじめ各種事件、事故が多発しており、複雑多様化する社会情勢や治安情勢の下、よりきめ細やかな、より高い水準の治安維持と確保が期待されている。

このような状況下、氷川警察署においては、海岸線から山間地の宮崎県境に至る広大な面積を管轄し、地域住民の安全・安心、生命財産を守る重要な警察署として、これまで貢献されてきた。また、地域住民の頼りとされてきた警察署である。

このような状況の中に、熊本県警から氷川町及び八代市に対して、氷川警察署を八代警察署に統合し、幹部交番を置く再編を検討されていることが説明された。

氷川警察署においては、現庁舎の老朽化に伴い、国道3号沿いに新築移転が計画され、既に用地が確保され、建設を待つばかりの状態である。そのような中で、今回再編により八代警察署の幹部交番となれば規模縮小であり、広大で急峻な山間地を抱える管轄区域で起きる事件、事故の初動体制に大きく影響し、治安力の低下は免れない。また、住民の不安も大きいと言える。

よって、今回の警察署再編の案は撤回され、当初の計画どおり八代警察署の新庁舎の早期建設により、より安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努められるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月14日。

熊本県八代郡氷川町議会議長 笠原良一。

提出先は、熊本県知事、熊本県警察本部長、熊本県議会議長です。

すみません、ちょっと訂正箇所がありますので。下から7段目の右のほうです。当初の計画どおり八代警察署と言いましたが、ここを氷川警察署の新庁舎の早期建設に訂正をお願いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 追加日程第3 発議第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について

○議長（笠原良一君） 追加日程第3、発議第5号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書についてを議題とします。

提案者の田中議員の説明を求めます。

○2番（田中照男君） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について、賛成者、坂本議員、提出者、田中照男で提出いたします。

別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書。

人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた原爆被爆者は、今日まで自らの命を削る思いで被爆体験を語り、再び被爆者をつくらないことを願って核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求めてきた。しかし、この願いはいまだに実現していない。

広島、長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられた。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びた。多くの被爆者が無一物になり、貧困のどん底に落とされた。そして、今日までいのち、からだ、こころ、暮らしに被害を受け続けている。しかし、現行の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律になっていない。

現行法の問題として、次の4点が掲げられる。

第1は、原子爆弾を初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被ばくを無視

している。

第2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっている。

第3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としている。

第4は、戦争被害受忍の立場に立った法律となっている。

被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること。原爆によって破壊されたいのち、からだ、こころ、くらしを償うこと。再び被爆者をつくらない証を明らかにすることである。

よって、国会及び政府に対し、下記事項を強く要望する。

#### 記

1、ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。

2、原爆死没者に償いをする事。

(1) 原爆死没者に謝罪と弔意を表すこと。

(2) 原爆死没者の遺族に対し、弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。

(3) 原爆死没者が生きてきた証として、原爆死没者名を碑に刻むこと。

(4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。

3、全ての被爆者に償いをする事。

(1) 原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。

(2) 全ての被爆者に被爆者手帳を支給し、障害を持つ者には加算すること。

(3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月14日。

熊本県八代郡氷川町議会議長 笠原良一。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第4 発議第6号 年金2.5%引き下げの中止を求める意見書について**

- 議長(笠原良一君) 追加日程第4、発議第6号、年金2.5%引き下げの中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の吉川議員の説明を求めます。

- 10番(吉川義雄君) 発議第6号、年金2.5%引き下げの中止を求める意見書について、松田達之議員の賛成を得、私、吉川義雄が提出したものであります。

別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

1枚めくっていただきたいと思います。

年金2.5%引き下げの中止を求める意見書。

昨年11月16日、第181回臨時国会は国会解散に先立ち、極めて短時間の審議で「年金2.5%の引き下げ法案」を含む重要法案を強行可決し、成立させた。

消費税引き上げが予定されている中、年金の大幅引き下げは、高齢者の生きる権利を奪うばかりでなく、低迷続きの経済にも計り知れない大きな打撃となることは明らかである。十分な審議もなく決められた年金引き下げは中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月14日。

熊本県八代郡氷川町議会議長 笠原良一。

送付先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。よろしく願います。

- 議長(笠原良一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんね。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は、本案に対して反対の立場で討論いたします。

年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みが基本となっています。物価スライド方式という方法であります。現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の特例水準よりも2.5%高い水準になっています。国会では、平成24年の法律改正で平成25年10月、平成26年4月及び平成27年4月に段階的に特例水準4.5%を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して世代間の公平を図るために行われるものであります。国会でも決定済みでもありますし、また私たち年金受給者にも通知も出されている現状を考えると、この年金2.5%引き下げの中止を求める意見書について、反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議員派遣の件

○議長（笠原良一君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元の配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（笠原良一君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永田義昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 三浦賢治